

平成 31 年度国土交通省税制改正概要

I. 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

都市の競争力・魅力の向上と土地の有効利用の促進

- 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域における特例措置の2年間延長
 - ・所得税・法人税:割増償却(緊急地域:5年間 25%、特定地域:5年間 50%)
 - ・登録免許税:建物の保存登記(本則 0.4%→緊急地域:0.35%、特定地域:0.2%)
 - ・不動産取得税:課税標準の特例(緊急地域:1/5、特定地域:1/2(いずれも一定範囲内において都道府県の条例で定める場合にはその割合)を課税標準から控除)
 - ・固定資産税等:課税標準の特例(課税標準を市町村の条例で定める割合(緊急地域:3/5、特定地域:1/2 を参酌)に軽減、いずれも5年間)

地域の振興

- 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度(建物等:6%、機械等:12%)の2年間延長(法人税)

II. 主要項目以外の項目

国土交通省主管

- 市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)
- 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の延長(固定資産税等)

他省庁主管

- 復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の拡充(所得税・法人税等)
- 特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の廃止(所得税、法人税等)